

資 料 編

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最

大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正

し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(9) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

- 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべて

の段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のた

めの計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正

し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含

む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出すものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終

了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1. 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に

記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。

加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1 の規定に拘束されない。
3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施す

る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域

内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差

異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第

三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当

該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的か

つ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十

一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 略

三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。)、同法第五條の二第一項の改正規定及び同法

第四章中第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。)並びに第三條の規定(職業能力開発促進法第十條の三第一号の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五條、第六條及び第十條の規定、附則第十一條中国国家公務員退職手当法第十條第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四條第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「、第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五條の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條に一項を加える改正規定及び同法第三十八條第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三條中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四條中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二條第一項の改正規定、同法第五條第二項第三号の改正規定及び同法附則第二條第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三條、第七條、第八條の二及び第十六條の規定 公布の日

二 第一條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四條の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二條の改正規定を除く。)並びに附則第六條の規定及び附則第十三條中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七條の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七條の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六條 第四條の規定(附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十條第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施

行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」と

いう。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

大阪府男女共同参画推進条例

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法においてうたわれており、すべての人が、個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる社会を実現することは、私たちの願いである。

このため、府においては、これまでも、国際社会や国内の取組と協調しつつさまざまな施策を推進してきているが、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っている。

このような状況の中で、少子高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、大阪を活力に満ちた豊かな都市としていくには、男女が、互いの違いを認め合い、互いの生き方を尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、互いに協力し、責任を分かち合い、それぞれが自らの意思で自由に生き方を選択し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、妊娠、出産等互いの性に関する事項についての理解が深められ、男女の生涯にわたる健康が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とし

て、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、府における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、社会の基盤である家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組を考慮して行われなければならない。

(府の責務)

第四条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 府は、男女共同参画施策を効果的に実施するための体制を整備することその他の男女共同参画の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 府は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 4 府は、男女共同参画の推進に関し、市町村における取組について協力するものとし、男女共同参画施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(府民の責務)

第五条 府民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対する暴力(暴行その他の

心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(男女共同参画計画の策定)

第八条 知事は、次に掲げる事項を定めた男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 2 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(男女共同参画施策)

第九条 府は、次に掲げる男女共同参画施策を実施するものとする。

- 一 男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うこと。
- 二 男女共同参画施策を策定し、又は実施するため、必要な調査研究を行うこと。
- 三 配偶者に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を進め、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- 四 男女が共に家庭生活、職場、地域等における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めること。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第十条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進に係る状況及び男女共同参画施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(事業者の取組の促進)

第十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する事業者の取組を促進するため、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(苦情等への対応)

第十二条 知事は、府民からの男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画に係る人権侵害に関する相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第八条(第四項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

- 3 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第一条第一号の表大阪府男女協働社会づくり審議会の項を次のように改める。

大阪府男女共同参画審議会
大阪府男女共同参画推進条例(平成14年大阪府条例第6号)第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務

男女共同参画施策のあゆみ

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 47 (1972)	■12月 第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和 48 (1973)			■10月 大阪府婦人会館開館10周年記念行事を実施
昭和 50 (1975)	■国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ■7月 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ■12月 第30回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた国際婦人年」及び「社会における婦人の地位の向上と役割」を議題として、婦人に関する決議を採択 ①「メキシコ宣言」などメキシコ会議で決まった行動計画を承認 ②1976年～85年の10年を「国連婦人の10年」と決定 ③婦人の進歩を目指す国際研究、訓練機関の設置を決定 ④「婦人の10年」中間に当たる1980年に行動計画の実施状況について再検討する世界会議を開くことを決定	■9月 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和 51 (1976)			■11月 女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置
昭和 52 (1977)		■1月 「国内行動計画」策定 ■6月 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」を同本部が決定 ■7月 「国立女性教育会館」設置 ■10月 婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表	■9月 知事の私的諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和 54 (1979)	■12月 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		■3月 大阪府婦人問題推進会議から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ■8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和 55 (1980)	■7月 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		■4月 企画部府民文化室に「婦人政策係」を設置 ■8月 審議会等への女性委員の登用目標率を10%と設定 ■9月 大阪府議会「女子差別撤廃条約」意見書提出 ■10月 第1回「大阪府婦人問題アドバイザー養成講座」実施 ■11月 「国連婦人の10年中間年記念のつどい」開催

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 56 (1981)		■5月 「国内行動計画後期重点目標」策定	■4月 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定 ■5月 電話相談「婦人の 7800 番」開設 ■11 月 「府民のつどい」開催 4月に策定した「大阪府行動計画」について、府民の合意を得、「府民アピール」を採択
昭和 57 (1982)		■5月 「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」発表	■4月 企画部に「婦人政策室」を設置 大阪府婦人会館を教育委員会から知事部局に移管、「大阪府立婦人会館」と改称 ■5月 「おおさかの女性—その変化と現状—」(大阪府婦人白書)を公表
昭和 58 (1983)			■3月 婦人会館 20 周年記念事業を実施 ■5月 「女性の自立と参加をすすめる大阪府行動計画」昭和 56・57 年度、関連施策推進状況を公表 ■12 月 大阪府議会「人権擁護促進に関する意見書」において「女子差別撤廃条約」の早期批准を要望
昭和 59 (1984)		■3月 婦人少年問題審議会「雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等の確保のための法的整備について」建議 ■4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案要綱」をまとめ、婦人少年問題審議会に諮問 ■5月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」国会提出国籍法及び戸籍法の改正(父母両系主義等)[昭 60.1 施行] ■7月 労働省婦人少年局を再編し婦人局を設置 ■9月 「婦人に関する世論調査」結果発表 ■11 月 「国連婦人の 10 年世界会議に向けての全国会議を開催	■3月 大阪府議会「男女雇用平等法制定に関する意見書」提出 ■4月 国際理解をすすめるための講演会「国連婦人の十年最終年に向けて」開催 ■11 月 大阪国際女性会議ミニ集会「外国から見た日本の女性」開催 ■12 月 「ナイロビ大会を成功させよう!大阪国際女性会議」開催
昭和 60 (1985)	■7月 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(ケニア) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■2月 「婦人に関する世論調査(Ⅱ)」結果発表 ■4月 生活保護基準額の男女差を解消 女性の年金権の確立を柱とする国民年金法の改正[昭 61.4 施行] ■5月 「男女雇用機会均等法」の公布 ■6月 「女子差別撤廃条約」批准 ■10 月 「国連婦人の十年」最終年を記念する「西暦 2000 年に向けての全国会議」開催 婦人の地位向上に貢献した人を総理大臣表彰	■3月 女性の社会参加等に関する調査 女性の社会参加をすすめるための拠点施設実態調査報告 ■7月 「大阪海外婦人問題セミナー」をケニアに派遣 NGO(民間)フォーラムに参加

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 61 (1986)		■1月 婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催 ■6月 「第1回男女雇用機会均等推進全国会議」開催	■4月 「企画部府民文化室婦人政策室」を「企画部婦人政策課」に改組 「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ■6月 「大阪府女性問題懇話会」設置 ■9月 「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和 62 (1987)		■5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ■6月 「女子労働者福祉対策基本方針」発表	■6月 「大阪府婦人総合センター基本構想」発表 ■11月 婦人政策課を企画部から生活文化部に移管
昭和 63 (1988)			■2月 審議会等への女性委員の登用目標率を 20% に改定 ■9月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」設置
平成元 (1989)		■3月 文部省「新学習指導要領」告示 高等学校家庭科の男女必修化 ■7月 「国の審議会等における婦人委員の登用の促進について」提言提出	
平成 2 (1990)	■5月 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	■3月 「女性の就業に関する世論調査」発表	■9月 婦人総合センター(仮称)基本設計完了、実施設計着手
平成 3 (1991)		■1月 「女性に関する世論調査」発表 ■4月 婦人問題企画推進有識者会議「変革と行動のための5年」報告提出 ■5月 「育児休業法」の公布[平4.4 施行] 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定	■1月 「女性問題についての意識調査」結果公表 ■2月 大阪府婦人総合センター(仮称)の愛称が「ドーンセンター」に決定 ■3月 大阪府女性問題懇話会「第3期行動計画策定に向けての提言」提出 ■5月 課内の組織改正により、政策推進チーム、センター推進チームを設置 ■7月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」を「ドーンセンター推進会議」に改称 ■8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称 ■9月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 審議会等への女性委員登用目標率を 25% に改定 「大阪府婦人関係団体会議」を「大阪府女性団体会議」に改称 ■10月 「大阪府女性基金」設置 「大阪府女性基金検討委員会」設置

年	世 界	国	大 阪 府
平成 4 (1992)		■6月 「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定	■1月 ドーンセンターシンボルマーク決定 ■3月 ドーンセンター建設工事着工 ■4月 「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足 (知事部局等に17名を配置) ■6月 「大阪府女性基金」積立総額10億円となる ■12月 「大阪府女子労働対策推進計画」策定
平成 5 (1993)		■3月 「男女平等に関する世論調査」発表 ■6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立[平5.12施行]	■3月 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 「大阪府女性基金検討委員会」廃止 ■11月 女性基金のシンボルマーク決定 「大阪府女性基金」積立総額20億円となる「大阪府女性基金」への最初の寄付を受ける (寄付者:阪奈瓦斯(株)100万円)
平成 6 (1994)		■2月 「男性のライフスタイルに関する世論調査」発表 ■6月 男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)設置 ■7月 男女共同参画推進本部設置 ■12月 厚生・文部・労働・建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」(エンゼルプラン)策定 大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)及び「新ゴールドプラン」策定	■1月 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ■3月 府立婦人会館30周年記念事業 「大阪府女性基金運営懇談会」設置 ■4月 (財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 「大阪府女性基金」積立総額40億円となる課の組織がチーム制から班制に改編 ■10月 府立婦人会館閉館 ■11月 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館 「大阪国際女性フォーラム」開催
平成 7 (1995)	■9月 「第4回世界女性会議」-平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	■6月 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号)批准 ■10月 「男女共同参画に関する世論調査」発表	■3月 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ■9月 「大阪府女性友好のつばさ」を派遣(中国)第4回世界女性会議・NGOフォーラムに参加
平成 8 (1996)		■6月 優生保護法の改正(母体保護法)[平8.9施行] ■7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ■9月 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ■12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	■3月 「大阪府女性基金」初の取り崩し ■4月 課組織が班制から係制に改編 ■5月 大阪女子大学に女性学研究センター開設 ■7月 大阪府女性問題懇話会からジャンプ・プラン見直し提言の中間報告 ■11月 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出 ■12月 ドーンセンター入館者100万人突破

年	世 界	国	大 阪 府
平成 9 (1997)		■3月 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女共同参画に関する世論調査」発表 ■6月 「男女雇用機会均等法」改正[平 11.4 施行] 労働基準法の改正[平 11.4 施行] 育児・介護休業法の改正[平 11.4 施行] ■10月 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称 ■12月 「介護保険法」公布	■1月 海外女性招へい事業「(第1回)アジア・太平洋女性ネットワークフォーラム」開催 ■3月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定) ～新 女と男のジャンプ・プラン～」策定 ■9月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催 ■12月 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定
平成 10 (1998)		■1月 「男女共同参画社会に関する世論調査」発表 ■6月 「中央省庁等改革基本法」制定 男女共同参画に関する事務を内閣府への移行を明記 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表 ■10月 「男女共同参画社会に関する有識者アンケート」調査発表 ■11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	■3月 「大阪府女性問題懇話会」及び「大阪府女性基金運営懇談会」を廃止 ■4月 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置 ■5月 「大阪府女性団体会議」廃止 「大阪府男女協働推進連絡会議」設置 ■7月 「大阪府女性労働対策推進計画」策定 ■8月 第 1 回大阪府男女協働推進連絡会議を開催 ■9月 第 1 回男女協働社会づくり審議会を開催 ■11月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催 ■12月 海外女性招へい事業の実施(第 2 回)[韓国、フィリピン]
平成 11 (1999)		■5月 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立 [平 11.11 施行] 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ■6月 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ■7月 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」成立 [平 13.1 施行] ■8月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成を促進する施策の基本的な方向について」諮問 ■12月 警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」策定 少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」決定 大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」策定	■5月 大阪府男女協働社会づくり審議会に「21 世紀を展望した男女協働社会の実現に向けての総合的なビジョンについて」諮問 ■11月 海外女性招へい事業の実施(第 3 回)[アメリカ] ■12月 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表

年	世 界	国	大 阪 府
平成 12 (2000)	■6月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク) ■10月 「女性・平和・安全保障に関する国連安保 理決議第 1325 号」が国連安全保障理事 会にて採択	■2月 「男女間における暴力に関する調査」発表 ■4月 「都道府県女性少年室」を「都道府県労働局雇 用均等室」に改組 ■5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、 「児童虐待の防止等に関する法律」成立 [平 12.11 施行] 「男女共同参画社会に関する世論調査」発表 ■7月 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関す る基本的方策について」答申 ■9月 男女共同参画審議会「男女共同参画計画策定 に当たっての基本的な考え方-21 世紀の最重 要課題-」答申 ■12月 「男女共同参画社会に関する世論調査-男性の ライフスタイルを中心に-」発表「男女共同参画基 本計画」閣議決定	■2月 男女協働社会づくり審議会「中間報告」公表 ■4月 女性週間全国会議 ■6月 国の男女共同参画審議会基本問題部会論点整 理についての意見交換会 ■7月 男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働 社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考 え方について」諮問 ■9月 「女性に対する暴力」対策会議設置 ■11月 男女共同参画フォーラム「女性に対する暴力をな くす」キャンペーン ■12月 「女性への暴力」サポートライン
平成 13 (2001)		■1月 「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を 「厚生労働省」に改組。労働省女性局は厚生労 働省雇用均等・児童家庭局に統合 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 ■4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」施行 ■6月 第1回「男女共同参画週間」 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援 策の方針に関する意見」公表 ■7月 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 閣議決定 ■10月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行 に向けた意見」公表 ■11月 「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	■2月 大阪府男女共同社会作り審議会「21 世紀を展 望した男女共同参画社会の実現に向けての総 合的なビジョン」答申 ■3月 大阪府男女共同参画計画素案公表 ■4月 「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」 に改称 「大阪府男女協働推進連絡会議」を「大阪府男 女共同参画推進連絡会議」に改称 ■7月 大阪府男女協働社会づくり審議会条例検討専 門部会「検討骨子」公表 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同 参画プラン)」策定 ■11月 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男 女共同参画推進本部」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」を「大阪府男女 共同参画企画推進員」に改称し、大阪府男女共 同参画推進本部へ組み込む ■12月 大阪府男女協働社会づくり審議会「男女共同参 画社会の実現に関する条例の基本的な考え方」 答申 大阪府男女共同参画推進条例案骨子公表
平成 14 (2002)		■2月 アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ■4月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行 に向けた意見(その 2)」公表 ■7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策の実施状 況及び今後の取組に向けての意見」公表 ■10月 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施 策についての苦情の処理及び人権侵害における 被害者の救済に関するシステムの充実・強化に 向けた意見」公表	■3月 大阪府男女共同参画推進条例公布 [平 14.4 施行] ■8月 大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始 ■11月 千葉、大阪、熊本の3府県女性知事から国に対 し、「千葉、大阪、熊本から放つ3本の矢と5つの 提言—3人の女性知事による政策アピールと国 への提言—」

年	世 界	国	大 阪 府
平成 15 (2003)		■3月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告(女性研究者への支援) ■4月 男女共同参画会議 基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」公表 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」公表 ■6月 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定[平 15.9 施行] ■7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供)」公表 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 ■8月 第4回・第5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント ■10月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告(女性のキャリアと生涯学習のかかわりから)	■1月 「男女いきいき・元気宣言事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」諮問 大阪府男女共同参画年次報告「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言 ■4月 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 大阪府男女共同参画推進本部「男女共同参画モデル職場づくりのための 10 の取組」を大阪府男女共同参画推進責任者会議(3月)決定を経て推進本部へ報告 ■6月 ドーンセンター入館者 400 万人を突破 ■7月 北海道、千葉、大阪、熊本の 4 道府県女性知事から、「参議院共生社会に関する調査会」に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しについて要望 ■10月 女性のチャレンジフェア開催 女性知事リレーフォーラム(北海道、千葉、大阪、熊本の 4 道府県女性知事)ほか ■11月 4道府県女性知事から国に対し、「4人の女性知事が四輪駆動で牽引する5つの改革」提言 ■12月 大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申 全国知事会に「男女共同参画研究会」設置 (構成員:北海道、岩手県、千葉県、新潟県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県の知事)
平成 16 (2004)		■4月 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正[平 16.10 施行] 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ■6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正[平 16.6 施行] 男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」公表 ■7月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ■12月 育児・介護休業法の改正[平 17.4 施行] 児童福祉法の改正、施行	■6月 財大阪府男女共同参画推進財団「新・10 年プラン～創造から成熟の 10 年へ～男女共同参画社会をめざして～」策定 ■11月 ドーンセンター開館 10 周年 「女性エンパワメントフォーラム 2004」を開催 第 12 回大阪府男女共同参画審議会に「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する基本的な考え方について諮問

年	世 界	国	大 阪 府
平成 17 (2005)	■2～3月 国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	■5月 男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」公表 ■5～6月 内閣府男女共同参画局「男女共同参画基本計画改定についての公聴会」を大阪などで開催 ■7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ■8月 労働政策審議会雇用均等分科会「(今後の男女雇用機会均等対策に関する)審議状況(中間的とりまとめ)」公表 ■9月 男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表 ■12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	■3月 全国知事会男女共同研究会「DV対策の推進」「自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくり」、「女性の健康支援」に関する調査及び「次世代育成支援対策推進のための調査」報告 「大阪府特定事業主行動計画～みんなでサポート!子育てしやすい環境づくり～」の策定 大阪府次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)策定 ■5月 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ■7月 全国知事会に「男女共同参画特別委員会」設置(委員:北海道、秋田県、千葉県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県、宮崎県の知事) 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(素案)」のパブリックコメント実施 ■10月 大阪府男女共同参画審議会から「『おおさか男女共同参画プラン』の改訂に関する基本的な考え方について」答申 大阪府立女性総合センター条例の改正(指定管理者制度導入)[平 18.4 施行] ■11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定、公表
平成 18 (2006)		■4月 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ■6月 「男女雇用機会均等法」改正[平 19.4 施行] ■6～7月 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ■9月 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」公表 ■12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	■3月 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定、4月公表 ■6月 「いきいき企業サーチネット」開設 ■9月 「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」設置
平成 19 (2007)		■3月 男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」公表 ■5月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正[平 19.7 施行] ■7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正[平 19.4 施行] 男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会 「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本方針報告」公表 ■12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ	■2月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ■6月 第 17 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」諮問 ■12月 上川男女共同参画担当大臣と女性知事の懇談会を大阪で開催

年	世 界	国	大 阪 府
平成 20 (2008)		■4月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 ■12月 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正[平 21.4 施行 他]	■4月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申 「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設 ■12月 第 20 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問
平成 21 (2009)		■3月 男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本方針について」諮問 ■4月 男女共同参画シンボルマーク決定 ■6月 「育児・介護休業法」改正[平 22.6 施行] 「男女共同参画社会基本法」制定から 10 周年 ■8月 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	■4月 「大阪府立女性総合センター」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター」に改称 ■5月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定
平成 22 (2010)	■3月 国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	■6月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■7月 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■9月 APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 ■12月 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
平成 23 (2011)	■1月 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)正式発足		■1月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ■2月 「新大阪府男女共同参画計画(素案)」のパブリックコメント実施 ■5月 「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定
平成 24 (2012)	■3月 第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	■6月 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	■3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定
平成 25 (2013)		■5月 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ■6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正[平 26.1 施行] 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	

年	世 界	国	大 阪 府
平成 26 (2014)	■3月 第 58 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	■6月 「日本再興戦略」改定 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ■9月 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催 ■10月 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足	
平成 27 (2015)	■3月 国連「北京+20」記念会合 第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク) ■3月 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ■9月 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)採択	■6月 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布[平 27.9 施行] ■12月 「第4次男女共同参画基本計画」策定	■7月 OSAKA 女性活躍推進会議を設置 ■8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ■9月 女性が輝くOSAKA行動宣言発表
平成 28 (2016)	G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	■2月 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回・第8回報告審議 ■3月 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等改正[平 29.1 施行] 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回・第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	■3月 「おおさか 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン (2016-2020)」策定
平成 29 (2017)		■6月 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)[平 29.7 施行]	■3月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定
平成 30 (2018)		■5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ■6月 「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)	W20 日本開催(第 5 回 WAW!と同時開催)	■6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正[令 2.6 施行 他]	
令和 2 (2020)	国連「北京+25」記念会合 「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム」	■5月 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」策定 ■11月～12月 「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」実施 ■12月 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	■8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
令和 3 (2021)		■6月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 「育児・介護休業法」改正[令 4.4 施行 他] 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布[令 4.4 施行 他]	■3月 「おおさか 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン (2021-2025)」策定 ■7月 「女性のためのコミュニティスペース」〔愛称: &an(アンドアン)〕をドーンセンターに開設

年	世 界	国	大 阪 府
令和 4 (2022)	■9月 第 76 回国連総会 「性的暴力の被害者・サバイバーの司法アクセス、補償及び支援に関する国際協力決議」採択	■4月 「女性デジタル人材育成プラン」策定 ■5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布[令 6.4 施行] ■6月 「こども基本法」公布[令 5.4 施行] ■12 月 民法改正(女性の再婚禁止期間廃止等)[令 6.4 施行]	■3月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」策定
令和 5 (2023)		■5月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正[令 6.4 施行 他] ■6月 刑法等改正(不同意わいせつ罪・不同意性交等罪の改正)[令 5.7 施行 他] 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布[令 5.7 施行 他]	
令和 6 (2024)		■5月 「育児・介護休業法」等改正[令 7.4 施行 他] 民法等改正(養育費の履行確保に向けた見直し等)[令 8.4 施行] ■6月 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」公布[令 8.12 施行] ■10 月 女子差別撤廃条約実施状況第 9 回報告審査 女子差別撤廃条約実施状況第 9 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	■3月 「大阪府 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定
令和 7 (2025)	■9月 国連「北京+30」記念会合	■6月 「独立行政法人男女共同参画機構法」公布[令 8.4 施行] 「男女共同参画社会基本法」改正[令 7.6 施行 他] 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正[令 8.4 施行 他] ■12 月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正[令 7.12 施行]	■8月 大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申
令和 8 (2026)		■1 月 「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」策定	■3月 「おおさか 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン (2026-2030)」策定

用語解説

用語	解説
女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和 54 年(1979 年)に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年(1981 年)に発効。我が国は昭和 60 年(1985 年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)	平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (Millenium Development Goals:MDGs)の後継として平成 27 年(2015 年)9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。MDGs の残された課題(例:保健、教育)や新たに顕在化した課題(例:環境、格差拡大)に対応するように、新たに 17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等と全ての女性及び女児のエンパワメントが掲げられている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性の役割」「女性の役割」、「男性らしさ」「女性らしさ」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
エンパワメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ジェンダー統計(男女別等統計)	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成19年(2007年)、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し(平成28年一部改正)、平成22年(2010年)6月には、一層の取組の決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。
イクボス	部下一人ひとりの仕事と家庭の両立に配慮・工夫し、育休取得や短時間勤務を職場全体でサポートするために職場の業務改善に取り組みながら、自らも仕事と生活を充実させている管理職を指す。
セクシュアルハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいう。
パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。令和2年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント対策が大企業に義務付けられた(中小企業は令和4年から)。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

配偶者等からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。 ※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年施行)の平成 26 年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に適用対象が拡大された。また、令和元年の改正では児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。
性的指向及び性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを示すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示すものであり、「こころの性」と呼ばれることもある。多くの人は、性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは平成 6 年(1994 年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
周産期	周産期とは妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。